

川崎市河川維持管理計画の策定に伴う パブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、平成30年1月に策定しました「川崎市河川維持管理計画（土木構造物編）」に則り、水害を防止、軽減し、公共の安全が保持されるよう、護岸などの河川管理施設等の維持管理対策を進めてきました。今後は、取水施設等の機械電気設備及び河川の樹木についても適正な維持管理を実施することで、公共物の安全性、信頼性をさらに向上させていく必要があることから、「川崎市河川維持管理計画（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

その結果、3通（意見総数9件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市河川維持管理計画（案）の策定について
意見の募集期間	令和4年2月7日（月）～令和4年3月8日（火）
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
意見の周知方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、各支所、出張所、各図書館、市民館（本館・分館）、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、建設緑政局道路河川整備部河川課）
結果の公表方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、各支所、出張所、各図書館、市民館（本館・分館）、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、建設緑政局道路河川整備部河川課）

3 結果の概要

意見提出数	3通（9件）
電子メール	2通（6件）
FAX	0通（0件）
郵送	1通（3件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、維持管理計画全体に関することや、河川樹木などについて御意見が寄せられました。

そのうち、河川樹木の植栽への御意見を踏まえ、植栽に係る内容がより具体的となるよう、「更新」などの言葉を加筆、修正を行い、「川崎市河川維持管理計画」を策定いたしました。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

・御意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 維持管理計画全体に関すること	0	0	1	4	0	5
(4) 河川樹木に関すること	1	1	1	0	0	3
(5) その他	0	0	0	0	1	1
合計	1	1	2	4	1	9

5 意見の概要と意見に対する本市の考え方

番号	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	対応区分
(1) 維持管理計画全体に関すること (5件)			
1	<p>第4章のタイトルが「維持管理の目標」で、内容は目標、基本方針、基本的な考え方が記載されており、基本方針と基本的な考え方は「維持管理の目標」には含まれない概念であるため、タイトルを「維持管理の目標等」など修正するか、章立ての修正が必要である。</p>	<p>第4章では、目標として「河川機能の適切な維持・向上による水害の最小化、利水機能の維持、河川環境の保全」を掲げており、その目標の達成に向けた基本方針と基本的な考え方を、同章に位置付け、記載しております。</p>	D
2	<p>「各施設における実施計画を令和4年度以降に定める」こととしているが、この計画の根本にある河川構造物の効率的な維持管理を行うためには、すべての計画対象施設をまとめた実施計画を策定すべきである。</p>	<p>実施計画については、本計画に基づいた調査・点検の中で得られた結果を分析・評価し、施設の規模や性質により優先順位を定めた上で、適切な維持管理を推進するため、土木構造物、機械電気設備、河川樹木それぞれの計画を策定するものとしております。</p> <p>各施設の管理方法等は大きく異なっており、施設の規模や性質に応じた維持管理対策を図る必要があるため、施設ごとに実施計画を策定していくことを基本と考えておりますが、一体的な管理により効率的かつ効果的となる場合もあることから、いただいた御意見等も参考に検討してまいります。</p>	C
3	<p>5章～10章までの冒頭について、4章以前とは書き方が異なっており、書き方のルールを統一すべきである。</p>	<p>現在の構成としては、第4章については、計画策定の目標や基本方針など、維持管理計画全体に関する事項を説明しており、第5章から第10章については、各施設について、具体的な取組内容をより分かりやすく説明しております。</p>	D
4	<p>11章の「河川区域等の維持管理対策」と12章の「河川環境の維持管理対策」の使い分け(違い)が良く分からない。河川区域部分は「不法行為への対策」等であるため、市民団体と協働して維持管理することは困難ではないか。</p>	<p>平成27年3月改正の河川砂防技術基準維持管理編(河川編)に基づき、第11章については、不法行為への対策や、河川の適正な利用など、河川の土地や空間が適正に利用されるための維持管理の取組について記載しており、第12章については、「良好な河川景観の維持・形成」など、生物の多様な生育等に関わる河川環境を適切に維持管理していくための取組について記載しております。なお、市民団体との協働による維持管理については、不法投棄物の一斉清掃などを想定しております。</p>	D

5	<p>市民協働の考え方について、10章「河川樹木の維持管理対策」、11章「河川区域等の維持管理対策」、12章「河川環境の維持管理対策」にそれぞれ記載があるが、違いがわからない。</p>	<p>河川環境の維持管理に係る取組については、行政だけでなく、市民の皆様の積極的な協力が必要と考えており、10章「河川樹木の維持管理対策」においては、軽易な剪定作業など、11章「河川区域等の維持管理対策」においては、不法投棄物の一斉清掃など、12章「河川環境の維持管理対策」においては、生物の多様な生育など、これらの取組についての市民との協働の重要性を明確にするため、それぞれの章に記載しております。</p>	D
(4) 河川樹木に関すること (3件)			
1	<p>川崎市における緑の保全、創出、育成、そして潤いと安らぎのある街づくりの観点から、関係局（まちづくり局、多摩区役所）と活動団体などが協議できる仕組みについて、計画に明文化して欲しい。</p>	<p>河川環境の維持管理については、行政だけでなく、市民の皆様の積極的な協力が必要と考えており、市民ボランティア団体等と連携した河川美化活動などは非常に重要なことであるとと考えております。</p> <p>そのため、本計画の中で、市民協働に係る取組が必要な章において、取組の重要性等を記載しておりまして、引き続き、これらの活動を継続していくためにも、活動団体などと連携した取組を進めてまいります。</p>	B
2	<p>快適に憩える二ヶ領用水宿河原線の桜並木の保全・維持の観点から、計画的な樹木（桜）の更新（植栽・伐採）が必須であり、桜並木の保全と植栽について、計画に明文化して欲しい。</p>	<p>良好な景観や安全な河川環境の維持するためには、計画的、効果的に河川樹木を健全に保つための剪定、伐採・伐根、植栽（更新や補植等）を実施していくことが重要であるとと考えております。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より分かりやすいものとなるよう、文言を修正いたします。</p>	A
3	<p>河川維持管理計画をベースに、各項目の実施計画策定時に、次の事項を検討して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各項目の具体的な対応策、年間実行計画等の事前協議及び開示 ・行政が把握している樹木状態把握資料（診断結果・カルテ等）の開示 ・地域通常管理状況等の共有のための定期打合せの開催 	<p>実施計画については、本計画に基づいた調査・点検の中で得られた結果を分析・評価し、施設の規模や性質により優先順位を定めた上で、適切な維持管理を推進するため、土木構造物、機械電気設備、河川樹木それぞれの計画を策定するものとしております。</p> <p>記載する具体的な内容等については、いただいた御意見等も参考に検討を進めてまいります。</p>	C

(5) その他 (1件)

1	川崎市の河川の中でも多摩川の河川維持管理が川崎市市民全体に及ぼす影響が圧倒的に大きいため、多摩川の維持管理についての要望を川崎市より国の計画に強く反映する仕組みの構築もお願いしたい。	本市としても多摩川の維持管理の重要性について十分認識しており、多摩川の流域自治体で構成される「多摩川整備促進協議会」等の場を通じて、他の流域自治体と情報を共有し、治水安全度の向上について国に対し要請を行っており、今後も引き続き、多摩川の適切な維持管理の実施について、要望してまいります。	E
---	---	---	---